

2022年3月10日

公益社団法人全国消費生活相談員協会
理事長 増田 悦子 殿

株式会社SAMURAI
代表取締役 佐藤 大央

回答書

貴協会から受領した2021年12月7日付け「2021年3月11日付回答書に対し」と題する書面（以下「再申入書」といいます）について、以下のとおりご回答します。

1 お申入れ事項について

貴協会は、再申入書において、当社が運営するプログラミングスクールにおける勧誘が「電話勧誘販売」に該当し、また、当社が提供するサービスが「特定継続的役務提供」に該当すること等を前提に、当社約款10条1項、同条2項、12条の削除を申入れておられます。

しかし、先のご回答においてご説明したとおり、当社では、近時のオンライン面談の方法で説明を行う場合においては、特定商取引法に定める「電話勧誘販売」に該当しない業務方法をとっています。また、2014年12月25日付け経済産業省News Releaseの解釈に沿って「特定継続的役務提供」に該当しないサービスを顧客に提供しています。前提が異なることから、再度のご連絡にもかかわらず、お申入れに応じることができません。

2 具体的検討及び今後の体制整備等について

貴協会申入書及び再申入書においては、消費生活センターに寄せられた苦情・相談に基づき申入れをいただいているものとされておりますが、時期、金額、サービス名称、経緯その他の具体的な事情は挙げられておりません。

先のご回答においても述べたとおり、当社は、法令を遵守した上で顧客の利便をさらに向上し、かつ、顧客に誤解や不利益が生じることのないよう、体制整備、社内教育等の努力を続ける意思があり、抽象的な検討では、個別事案に即した経緯の検証や、具体的な改善・解決を図ることができません。本件につき継続協議となる場合は、可能な範囲で具体的な事情をご指摘いただきますよう、ご検討をお願いいたします。

以 上